

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：大江町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（大江町）
 - ・大江町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（大江町）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（大江町、事業者）
 - ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（大江町）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（大江町）
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、住民や来訪者への普及啓発（事業者、大江町）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（大江町、事業者）
 - ・地域間交通ネットワークと町内内交通との乗換拠点となる左沢駅の整備の検討（大江町）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・鉄道や路線バスも含めた公共交通時刻表の作成・町内全戸配布（大江町）

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の大江町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度R7）
RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人
 - ・大江町目標値（目標年度R7）
県外250人、県内1,500人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の大江町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人
 - ・大江町の目標値（目標年度R7）
2.50回／人（直近年度の実績12,510人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の大江町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道：7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）

路線バス : 4億6,000万円 (直近年度の実績4億7,553万4千円)
 コミュニティバス : 4億4,000万円 (直近年度の実績5億3,331万4千円)
 デマンド交通 : 1億5,000万円 (直近年度の実績2億4,033万9千円)
 タクシー : 1億円 (直近年度の実績3,000千円円)

・大江町目標値 (目標年度R7)

路線バス : 13,000千円 (直近年度の実績13,160千円)
 デマンド交通 : 6,100千円 (直近年度の実績6,142千円)

○上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標)

- ・大江町営バス柳川線 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 15,000人以上 (直近年度の実績12,510人)
- ・大江町営バス柳川線の収支率 : 6.5%以上 (直近年度の実績6.0%)
- ・大江町営バス柳川線への大江町負担額13,000千円 (直近年度の実績13,227千円)
- ・大江町乗り合いタクシー (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 3,500人以上 (直近年度の実績3,166人)
- ・大江町乗り合いタクシーの収支率 : 6.0%以上 (直近年度の実績5.4%)
- ・大江町乗り合いタクシーへの大江町負担額6,100千円 (直近年度の実績6,142千円)

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、町内の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、大江町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大江町営バス柳川線について、その運行に係る費用総額14,080千円 (見込み) のうち、大江町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町が負担することとしている。

また、大江町営バス柳川線への上記の委託料を含めた「別紙 (山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスに対する大江町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大江町乗り合いタクシーについて、その運行に係る費用総額7,200千円 (見込み) のうち、大江町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町が負担することとしている。

また、大江町乗り合いタクシーへの上記の委託料を含めた「別紙 (山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスに対する大江町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
(赤字は全市町村共通必須記載を想定)
○ 山形県地域公共交通活性化協議会 (全体協議会)
<令和3年度>
・ 令和3年6月28日 (第1回) : 国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
・ 令和3年8月25日 (第2回) : 地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
・ 令和4年1月31日 (第3回) : 令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・ 令和4年3月24日 (第4回) : 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について
<令和4年度>
・ 令和4年6月27日 (第1回) : 地域公共交通計画の修正等についての議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会 (地域別部会)
<令和3年度>
山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会 (村山)
・ 令和3年11月 (書面協議) : 地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

- ・令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

○ 大江町地域公共交通会議

＜令和3年度＞

- ・令和3年10月14日（第1回）：山交バス路線「宮宿～（寒河江）～谷地線」における路線及び停留所の一部廃止についての協議
大江町乗り合いタクシーモニター試験運行についての協議

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

（赤字は全市町村共通必須記載を想定）

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により大江町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（2）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）大江町大字左沢 882-1

（所 属）大江町政策推進課

（氏 名）清野 翔太

（電 話）0237-62-2118

（e-mail）seinos@town.oe.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大江町	(有)朝日タクシー	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ 柏陵	往20.6km 復20.4km	362日	2,294.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統寒河江・宮宿線 と左沢駅で接続	③
	(有)朝日タクシー	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 中エリア 東エリア		往 km 復 km	362日	2,172回			区域	①	補助対象地域間幹線 系統寒河江・宮宿線 と左沢駅で接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大江町	(有)朝日タクシー	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ 柏陵	往20.6km 復20.4km	362日	2,294.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統寒河江・宮宿線 と左沢駅で接続	③
	(有)朝日タクシー	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 中エリア 東エリア		往 km 復 km	362日	2,172回			区域	①	補助対象地域間幹線 系統寒河江・宮宿線 と左沢駅で接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大江町	(有)朝日タクシー	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ 柏陵	往20.6km 復20.4km	362日	2,294.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統寒河江・宮宿線 と左沢駅で接続	③
	(有)朝日タクシー	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 中エリア 東エリア		往 km 復 km	362日	2,172回			区域	①	補助対象地域間幹線 系統寒河江・宮宿線 と左沢駅で接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

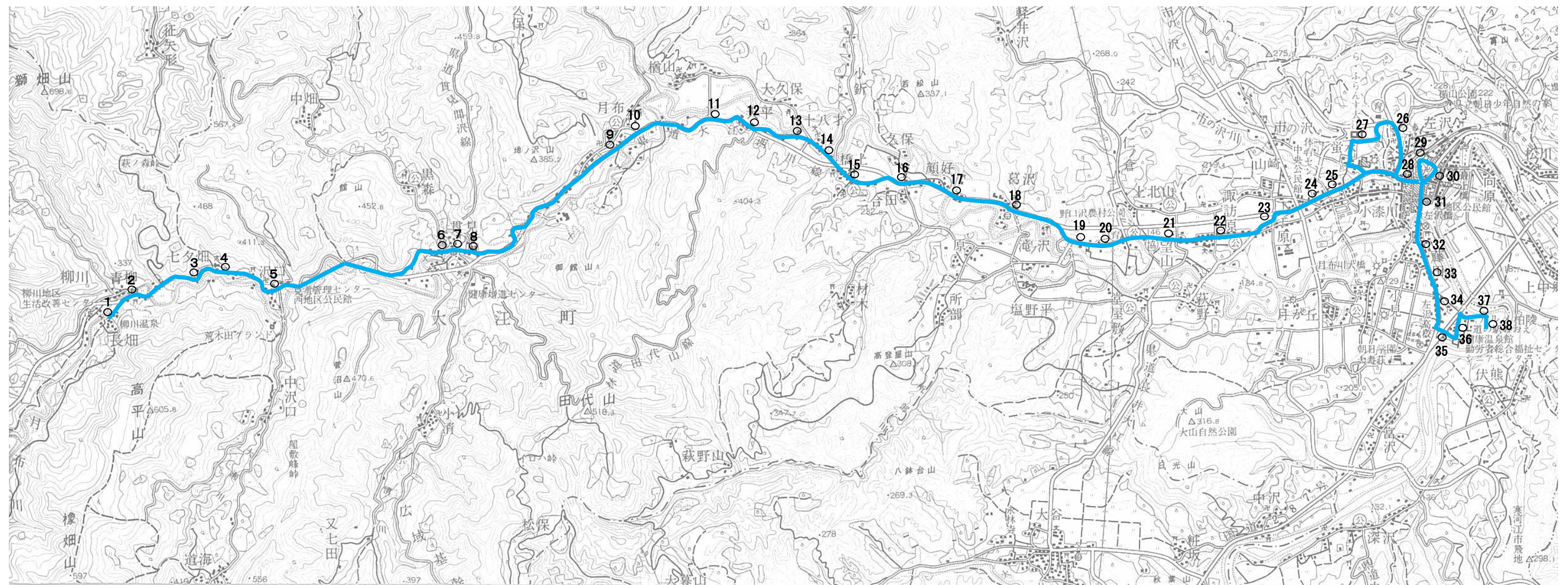
(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

大江町営バス路線図

柳川線 停留所 (全 38 か所)

- ① 柳川温泉
- ② 神社前
- ③ 七夕畑
- ④ やまさあーへ前
- ⑤ 沢口
- ⑥ 貫見
- ⑦ 貫見局前
- ⑧ 貫見東
- ⑨ 月布
- ⑩ 月布口
- ⑪ 檜山口
- ⑫ 大平
- ⑬ 十八才
- ⑭ 橋上支所前
- ⑮ 橋上
- ⑯ 三合田
- ⑰ 顔好
- ⑱ 葛沢
- ⑲ 滝の沢
- ⑳ 梨木原
- ㉑ 望山
- ㉒ 諏訪原
- ㉓ 諏訪堂
- ㉔ 中央公民館前
- ㉕ 小漆川
- ㉖ 白田医院前
- ㉗ ららんす大江前
- ㉘ 役場前
- ㉙ 左沢駅前
- ㉚ 左沢郵便局前
- ㉛ 左沢十字路
- ㉜ 小見口
- ㉝ 藤田
- ㉞ 舟唄温泉前
- ㉟ 柏陵団地口
- ㊱ 柏陵団地
- ㊲ 柏陵荘前
- ㊳ テルメ柏陵



路線又は運送の区域 (柳川線)

起 点	主たる経過地	終 点	キロ程
大江町大字柳川 1502 番地の 3 (柳川温泉)	貫見地区、十八才地区、左沢駅	大江町大字藤田 831 番地の 40 (テルメ柏陵)	20.6 km

大江町営バス時刻表

令和3年4月1日改正

柳川温泉⇒テルメ柏陵 行							
						土	日祝運休
柳川温泉	5:55	7:10	9:25	12:08	14:15	17:01	19:05
神社前	5:56	7:11	9:26	12:09	14:16	17:02	19:06
七夕畑	5:58	7:13	9:28	12:11	14:18	17:04	19:08
やまさあーべ前	5:59	7:14	9:29	12:12	14:19	17:05	19:09
沢口	6:00	7:15	9:30	12:13	14:20	17:06	19:10
貫見	6:05	7:20	9:35	12:18	14:25	17:11	19:15
貫見局前	6:05	7:20	9:35	12:18	14:25	17:11	19:15
貫見東	6:06	7:21	9:36	12:19	14:26	17:12	19:16
月布	6:08	7:23	9:38	12:21	14:28	17:14	19:18
月布口	6:09	7:24	9:39	12:22	14:29	17:15	19:19
櫛山口	6:10	7:25	9:40	12:23	14:30	17:16	19:20
大平	6:11	7:26	9:41	12:24	14:31	17:17	19:21
十八才	6:12	7:27	9:42	12:25	14:32	17:18	19:22
橋上支所前	6:13	7:28	9:43	12:26	14:33	17:19	19:23
橋上	6:14	7:29	9:44	12:27	14:34	17:20	19:24
三合田	6:15	7:30	9:45	12:28	14:35	17:21	19:25
顔好	6:16	7:31	9:46	12:29	14:36	17:22	19:26
葛沢	6:17	7:32	9:47	12:30	14:37	17:23	19:27
滝ノ沢	6:18	7:33	9:48	12:31	14:38	17:24	19:28
梨木原	6:19	7:34	9:49	12:32	14:39	17:25	19:29
望山	6:20	7:35	9:50	12:33	14:40	17:26	19:30
諏訪原	6:21	7:36	9:51	12:34	14:41	17:27	19:31
諏訪堂	6:22	7:37	9:52	12:35	14:42	17:28	19:32
中央公民館前	6:23	7:38	9:53	12:36	14:43	17:29	19:33
小漆川	6:24	7:39	9:54	12:37	14:44	17:30	19:34
白田医院前	6:26	7:41	9:56	12:39	14:46	17:32	19:36
らふらんす大江前	6:27	7:42	9:57	12:40	14:47	17:33	19:37
役場前	6:29	7:44	9:59	12:42	14:49	17:35	19:39
左沢駅前	6:32	7:47着 7:56発	10:02着 10:09発	12:45	14:52	17:38	19:42
左沢郵便局前		7:57	10:10	12:46	14:53	17:39	
左沢十字路		7:58	10:11	12:47	14:54	17:40	
小見口		7:59	10:12	12:48	14:55	17:41	
藤田		7:59	10:12	12:48	14:55	17:41	
舟唄温泉前		8:00	10:13	12:49	14:56	17:42	
柏陵団地口		8:01	10:14	12:50	14:57	17:43	
柏陵団地		8:02	10:15	12:51	14:58	17:44	
柏陵荘前		8:02	10:15	12:51	14:58	17:44	
テルメ柏陵		8:03	10:16	12:52	14:59	17:45	

テルメ柏陵⇒柳川温泉 行						
テルメ柏陵	8:28	11:15	13:22	16:01	18:05	
柏陵荘前	8:29	11:16	13:23	16:02	18:06	
柏陵団地	8:29	11:16	13:23	16:02	18:06	
柏陵団地口	8:30	11:17	13:24	16:03	18:07	
舟唄温泉前	8:31	11:18	13:25	16:04	18:08	
藤田	8:32	11:19	13:26	16:05	18:09	
小見口	8:32	11:19	13:26	16:05	18:09	
左沢十字路	8:33	11:20	13:27	16:06	18:10	
左沢駅前	8:35	11:22	13:29	16:08着 16:15発	18:12着 18:19発	19:45
左沢郵便局前	8:36	11:23	13:30	16:16	18:20	19:46
役場前	8:37	11:24	13:31	16:17	18:21	19:47
白田医院前	8:38	11:25	13:32	16:18	18:22	19:48
らふらんす大江前	8:40	11:27	13:34	16:20	18:24	19:50
小漆川	8:42	11:29	13:36	16:22	18:26	19:52
中央公民館前	8:43	11:30	13:37	16:23	18:27	19:53
諏訪堂	8:44	11:31	13:38	16:24	18:28	19:54
諏訪原	8:45	11:32	13:39	16:25	18:29	19:55
望山	8:46	11:33	13:40	16:26	18:30	19:56
梨木原	8:47	11:34	13:41	16:27	18:31	19:57
滝ノ沢	8:48	11:35	13:42	16:28	18:32	19:58
葛沢	8:49	11:36	13:43	16:29	18:33	19:59
顔好	8:50	11:37	13:44	16:30	18:34	20:00
三合田	8:51	11:38	13:45	16:31	18:35	20:01
橋上	8:52	11:39	13:46	16:32	18:36	20:02
橋上支所前	8:52	11:39	13:46	16:32	18:36	20:02
十八才	8:53	11:40	13:47	16:33	18:37	20:03
大平	8:54	11:41	13:48	16:34	18:38	20:04
櫛山口	8:55	11:42	13:49	16:35	18:39	20:05
月布口	8:56	11:43	13:50	16:36	18:40	20:06
月布	8:57	11:44	13:51	16:37	18:41	20:07
貫見東	9:00	11:47	13:54	16:40	18:44	20:10
貫見局前	9:00	11:47	13:54	16:40	18:44	20:10
貫見	9:01	11:48	13:55	16:41	18:45	20:11
沢口	9:06	11:53	14:00	16:46	18:50	20:16
やまさあーべ前	9:07	11:54	14:01	16:47	18:51	20:17
七夕畑	9:08	11:55	14:02	16:48	18:52	20:18
神社前	9:10	11:57	14:04	16:50	18:54	20:20
柳川温泉	9:11	11:58	14:05	16:51	18:55	20:21

運行時刻表

左沢行き

西エリア発
7:00
9:00
11:00
14:00

中エリア発
7:00
9:00
11:00
14:00

東エリア発
7:00
9:00
11:00
14:00

左沢発

西エリア行き
10:00
12:00
15:00
17:00

中エリア行き
10:00
12:00
15:00
17:00

東エリア行き
10:00
12:00
15:00
17:00

※各便とも、運行2時間前まで予約がなければ運行しない。

※7:00 発の便は前日19時まで予約とする。

指定目的地

■官公庁

役場、中央公民館、ふれあい会館

■駅

左沢駅

■商店街等

中央通り商店街第1駐車場、まちなか交流館

■病院等

あかざクリニック、白田医院、五十嵐歯科医院、公平歯科医院、太田歯科医院

■金融関係等

山形銀行左沢支店、きらやか銀行左沢支店、山形中央信用組合左沢支店

J A さがえ西村山大江基幹支所・本郷支所、左沢郵便局

■その他

テルメ柏陵健康温泉館、柏陵荘、道の駅おおえ

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大江町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	7,646
交通不便地域等	7,646

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
7,646	大江町	過疎地域自立促進特別措置法2条1項

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)